

平成26年6月定例会 総務委員会（付託）

平成26年7月1日（火）

〔委員会の概要 経営戦略部・監察局関係〕

笠井委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに議事に入ります。

これより、経営戦略部・監察局関係の審査を行います。

経営戦略部・監察局関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】 な し

八幡経営戦略部長

理事者におきまして、報告すべき事項はございません。

よろしく願い申し上げます。

笠井委員長

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

岡委員

1点だけ、少しお伺いをさせていただきたいと思えます。

公共施設等総合管理計画の関係でお聞きしたいのですが、今回、総務省のほうから通達があって、公共施設がどのような状態にあるのか把握するという話を聞いたのですが、今、県有の公共施設について、現状でどの程度の把握をされているのか、お聞きしたいと思います。

平井行政改革室長

ただいま、このたび策定いたします公共施設等総合管理計画に関しまして、現時点での公共施設の現況把握に関する御質問を頂いたところでございます。

今回の計画策定でございますけれども、いわゆるインフラ施設、それから箱物施設など、すべての公共施設を対象としているところでございまして、まず、橋梁、公園、港湾といったインフラ施設の現況でございますが、施設によりまして集計の単位が、例えば、施設数や面積、延長ということで若干違ってございまして、代表的な施設について例示させていただければと思っております。

まず、橋梁につきましては取組が先行しておりまして、長寿命化計画というものも策定されている状況ですが、長さ15メートル以上の橋梁につきましては、県有のもので664施設ございます。また、15メートル未満の橋梁については、そういった計画は未策定でございますけれども、1,574施設でございます。ほかに、県管理の都市公園ですと8施設、港湾施設は266施設といった状況でございます。

一方、庁舎、学校、文化施設といった箱物の施設でございますけれども、こちらにつきましては公有財産表というもので整理しておりまして、行政改革室におきましてカウントしたところ、500から600程度有る状況でございます。

今後、計画策定作業の中で十分精査いたしまして、何を1施設にするかという定義のところもございますので、その辺も含めて十分に精査して反映してまいりたいと思っております。

岡委員

ざっくりと説明していただいたのですけれども、一応、何があるかというのは全部把握できているということでしょうか。

平井行政改革室長

施設の現況でございますけれども、今も申し上げました公有財産表とか、また、インフラ施設については各台帳というものがございますので、こういった施設があるのかということについては、基本的には把握できている状況でございます。

岡委員

基本的にとというのはどこまで把握できているのかなというのが少し気になったのと、あと、公共施設等総合管理計画ということで、この橋は完成してから何年ぐらいたち、寿命はこれぐらいで、修繕経費がどの程度掛かるみたいなことが出てくると思うのですけれども、最終的にというか、この公共施設等総合管理計画を立てる上で、どこまでの数値を出そうとしているのか。といいますのも、総務省から話があって、公共施設等総合管理計画も作らないといけないということで、今、各自治体もいろいろ調べていると思うのですけれども、東京都など、既に出来ているところもあります。大阪府はまだ策定しているところか、もう出来ているのかもしれませんけれども、公会計の改革をしているところというのは、管理計画だけではなく、一歩進んで資産価値としてどれぐらいあるのかといった数値まで出しているところというのは、非常に少ないですがあります。

今の公会計制度というのは、恐らく我々にとっても職員の方々にとっても非常にわかりにくい部分があるのではないかと思います。取りあえず今年度中にやらなければならないことは急がねばならないのですけれども、先々のことも考えたら、そこで足を止めることなく、徳島県内の公共施設や箱物が資産としてどれぐらいの価値があるのか、また、こういった管理、あるいは統廃合をしていかなければならないか、やはり全体像をつかんだ上

で、どういう計画を立てていくのかということこれから考えなければならない、きちんとした運営をしていかなければならないと思っています。

今回の公共施設等総合管理計画の中でどれぐらいのものを作ろうとしているのか、少しお聞きしたいと思います。

平井行政改革室長

このたびの計画策定におきまして、どこまで作っていくのかという御質問でございます。

例えば、箱物施設におきます公有財産表というものがございますけれども、こちらにつきましては、延べ床面積や取得の年月日、取得の価格構造といった基本的な事項までは把握できているところでございますが、将来推計をする上で必要な大規模改修の年月と内容、ユニバーサルデザインへの対応、運用管理コストといった面については、十分押さえられていないところもございますので、この際、こういった項目を調査事項に加えまして、より一層の詳細な現況調査を実施してまいりたいと考えております。

その上で、県全体での老朽度合いも算出してまいりたいと思っております。策定する計画での内容でございますけれども、総務省からの策定指針も踏まえまして、すべての公共施設についての施設数や建設後の経過年数を基に算出いたします公共施設の中長期的な維持管理、更新に掛かる経費の見込みといったものを算出いたしまして、反映してまいりたいと考えております。

岡委員

今後、しっかりと中長期的な管理をしていくために進めていくと思うのですが、山と谷ができるというか、この年は管理経費が非常に掛かるけれども、ある年は掛からないとか、どこが管理経費のピークかということについては、現状では把握できなかったと。最近になって公共施設の老朽化が非常に大きな問題になり、総務省も以前から考えていたのかもしれないませんが、やっとなかなか重い腰を上げたのかなという気がしております。

細かい、精度の高い数字を出そうと思えば、かなりの時間が掛かると思います。今年度中といたら本当に難しいかもしれませんけれども、できるだけ早急に作っていただいて、施設の運営管理であったり、先ほど申し上げたような公共物の管理というものをしっかりと将来を見据えてやっていくと同時に、やはり公会計制度の改革というものにもしっかりと目線を向けていかなければならないと思っております。

本当に予算書を見てもなかなかわかりにくいですし、多分、一般の方に情報開示したところで何のことか全くわからないと思います。名目も実質も全国で下から2番目といった状態ですが、資産を集約していったら思ったほど悪くないかもしれないし、ひょっとしたら思った以上に悪いかもしれない。しかし、そういう細かい数字、情報を出すことによって、徳島県がどういう状態にあるのか、今のままでは把握できない。それでは、これから将来の徳島県づくりであったり、徳島の将来像についても難しいところが出てくると思いますので、必要以上のことになるのかもしれないかもしれませんが、ここは経費を掛けてでも

しっかりと確保していくべきだと思いますので、是非とも前向きに部を挙げて取り組んでいただきたいと思います。

その辺の決意や思いについて、部長からお願いします。

八幡経営戦略部長

今、御質問いただきました公共施設等総合管理計画及び公会計制度ともにだと思いますが、まず、公共施設等総合管理計画につきましては、先日の本会議においても今年度中に策定することを表明いたしまして、我々も正に作業を加速しなければならないと思っております。

最初から精度を高めたものができるかどうかについては、必ずしも自信はありませんけれども、やはり委員おっしゃいましたように、個別にはそれぞれ適切に把握しているのですけれども、必ずしも我々自身が全体像を正確に把握できるわけではなく、これから予定表を作る中でしっかり把握していくことになろうかと思っております。

委員からの御説明にもありましたように、東京都などの先進事例はございます。一方、東京都以外はなかなか進んでいないのも実態でございますので、我々が率先し、市町村の範になるようなものを作らないと、なかなか市町村も作れないと思っておりますので、まずは県全体としてどれだけの公共施設を持っていて、今後、どういう形で老朽化も含めて見通しを立てなければならないかということで、正に今年度中に全力で取り組まないとならないので、しっかりとやっていきたいと思っております。

逆に、公会計制度については、総務省のほうからも公共施設等総合管理計画の中で資産価値までは含めないとの通知が来ておりますので、そこの中には入れないかもしれませんが、一方で県としてどれだけの力を持っているのかという意味では、単に予算書の出入りだけではなく、負債も含め、いわゆる実資産もしっかりと把握して、県としての財政をしっかりと把握していかなければならないと思っております。これについても財政課が主体となってしっかりと取り組んでまいりたいと思っておりますので、委員の皆様方にも御指導いただければと思っております。よろしく申し上げます。

岡委員

ありがとうございました。行財政改革ということが言われていますが、将来像を描くにもトータルで物事を見なければならぬ。もちろん職員の数を減らすこともしなければならぬと思いますが、それ以外にもやらなければならない行政の無駄というのはたくさんあると思いますし、逆に、有効活用できるところもまだまだあると思います。その辺を把握するためには経費も時間も掛かると思っておりますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

松崎委員

2015年度の税制改革で法人税の軽減を検討する方向で政府は動いていますが、今後、徳

島県を含めて地方財政へどのような影響があるのか、お伺いをしたいと思います。

甘利経済財政担当大臣は、2015年度から数年間でドイツ並みの29%程度まで法人税率を下げたい旨を経団連に伝えたとされています。

そうなりますと、国税だけでなく、当然、法人税に関わる実効税率の引下げでございますから、地方法人税につきましても影響を受けると思います。

そこで、県や市町村などの地方が、こういった税の対象科目や税率について影響を受けるのか、教えていただきたいといます。

川真田税務課長

今、松崎委員のほうから、法人の実効税率の引下げに伴って、県税あるいは市町村税に対してどのような影響があるのか、また、それぞれの税目あるいは税率について、どのようなものがあるのかといった御質問でございました。

まず、法人住民税については、県と市町村それぞれに課税されております。これについては、資本金等の額によりまして、県税ですと1,000万円以下が2万円であるとか、50億円超が80万円、市町村の均等割についても5万円から300万円と、それぞれ資本金の額あるいは従業員者数によって税率が分かれていますところがございます。

委員の御質問にございました法人の実効税率、法人税の引下げに伴って影響を受けるのが法人税割でございます。これらについて県では5%が標準税率でございます。本県の場合、5.8%の超過課税をお願いしているのですけれども、市町村税におかれましては12.3%が標準税率でございます。これについては法人税の税額そのものが課税標準ということでございますので、それに乗ずる形での税額が決まってくるということで、法人税を下げるとこれらに影響してくるといところでございます。

もう一点、県税には法人事業税というものがあり、これは所得に対して課税するものでございます。

まず、資本金が1億円超の普通法人に関しては、付加価値割、資本割、所得割というのがそれぞれございまして、付加価値割というのは給与額であったり、支払利子等に係る外形の部分でございまして、資本金等にも掛かってまいります。

そして、所得割についてはそれぞれの税率がございしますが、細分化されて非常に細かい部分がございまして。

さらに、資本金が1億円以下の普通法人、公益法人、投資法人等についても、所得金額に応じてそれぞれ税率が定められております。特別法人についても所得区分によって分かれています。

また、電気・ガス供給業、保険業については、収入金に対して税率が定められています。以上が、法人関係の地方における税制の概要でございます。

松崎委員

ありがとうございました。国の方で法人税の実効税率を下げるということで、今後、年

末の税制改革の中で、県及び市町村に相当な影響が出るのではないかと心配しております。

そこで、確か平成23年度にも改正があって、法人税の減税が行われたと思うのですが、その際、全体として地方の税制に極力影響を与えないように配慮するという閣議決定がございました。

そこでお伺いしたいのですけれども、実際、県や市町村に対して減収になったと思うのですが、それに対してどのように対応されたのか、お伺いします。

川真田税務課長

平成23年度の税制改正における法人実効税率についての本県の対応、地方の対応等についての御質問ということでございますが、まず5%ほどの税率の引下げが行われております。

今、手元に資料はないのですけれども、課税ベースの拡大ということで、先ほど言いました法人事業税の中では減価償却率を低減するということと、繰越欠損というものがございまして、当時は7年でございましたが9年間に延長するということと、1億円超の法人に関しては8割までしか欠損として繰り越すことを認めないということで、ほかにも数はあるのですけれども、主なものとしてはその2点がございまして、課税ベースの拡大が行われています。これは収入に対するところでございまして、税率自体が下げられていることに対し、市町村税であります法人税割に関しては、市町村では減収となるので、県たばこ税と市町村たばこ税というものがございまして、これで市町村と県との調整を図るということで、平成25年4月1日からたばこ税の売渡しに対する引下げに対し、県から市町村へのたばこ税の税源移譲を行ったということで、地方全体としての税収に影響を与えない措置が執られたところでございます。

松崎委員

平成23年度改正を踏まえ、後ほど2015年の改正に関する県の対応方針もお聞きしたいのですが、資料や新聞報道などを見ておりますと、全国的に赤字法人は2年連続で低下したと言われております。しかし、赤字企業が最も高かったのは徳島県で79.9%、約8割の法人が赤字であったと。つまり、赤字法人日本一であったということになるのですけれども、これら法人に対する課税というのはどのようになっているのでしょうか。

川真田税務課長

先ほど申しましたとおり、徳島県の場合、確かに赤字法人率に関しては多いということですが、単年度で見ると黒字であっても、繰越欠損という手続がとられまして、利益として計上されないことがございますので、単年度で見ると必ずしも徳島県の法人は赤字ではないと理解しているところでございます。

松崎委員

税制上、過去の赤字を繰り越し、欠損計上して経費算定すると思うのですが、会計上の問題だけではなく、赤字法人が日本一多い原因はどこにあるのでしょうか。県としては何とか県内の景気を持ち直そうということで、苦しい予算の中で景気対策に関する補正予算を再三組んできたと思うのですが、その効果は上がってないのではないかと思います。いかがでしょうか。

笠井委員長

小休します。（10時59分）

笠井委員長

再開します。（11時00分）

松崎委員

企業経営ということになると商工労働部関係になろうかと思うのですが、県の頭脳集団である経営戦略部としては、その辺の分析なしに経営戦略が立てられるのかなということで、今後の経営戦略のあり方として、是非、縦の関係を排除して、しっかり経営戦略を練っていただきたいと要望を申し上げておきたいと思います。

次に、赤字法人の側にとっては、8割程度が赤字法人ですから、実効税率の引下げをするという国の動きは痛くもかゆくもないと思うのですが、その補てんということで、麻生財務大臣等々はスマートフォンを持っている人に課税したり、企業の外形標準課税をもっと厳しくしたり、いろいろある租税特別措置法も減らしていくという案が出されていると報道されています。

大手企業は税率が下がり、これまで納めていた納税額が少なくて済み、アベノミクスの恩恵を受けるわけですが、8割が赤字であり、中小企業が多い徳島県では、外形標準課税が強化される、租税特別措置法を縮小して拡大するといったことになってきますと、県内の企業はやせ細り、存続も難しいのではないかと心配しております。

今後、県として税制改革とどのように向き合っていくのか、お伺いしたいと思います。

川真田税務課長

先ほど委員から御指摘がございましたように、国際競争力を強化する観点から、国と地方を合わせました法人実効税率の引下げの議論が行われております。

地方交付税原資を含めると、法人関係税というのは法人関係税収の6割強が地方財源ということでございますので、地方は非常に大きな影響を受けます。そのため、実効税率の引下げに関しましては、全国知事会あるいは関西広域連合におきまして、国に対して地方財政に影響を及ぼさない代替措置を確実に確保すること、あるいは租税特別措置法の見直しをはじめ、課税ベースを拡大することによって、可能な限り法人課税の中で税収中立を優先すること、また、中小法人に対する外形標準課税の拡大については慎重に検討する必

要があることなどを提案しておりました、構成団体であります本県においても同じスタンスであるところでございます。

松崎委員

法人税の税率が引下げになって、ますます日本の経済が活性化するといった話がちまたでは飛び交っておりますけれども、その扱いによっては国内企業の中での格差拡大、さらには中小零細企業は大変困った状態になり、また、一番問題なのは、私どもの県や市町村の財政運営上、大変大きな影響を受けると思います。

したがって、例えば、関西広域連合それから全国知事会などでは、法人課税の問題は法人課税全体の中で調整するといったことはお話としてありましたけれども、国の予算編成に関わって、地方財政へのマイナス部分をしっかりと確保するというところで、戦略的に取り組んでいただきたいと思うのですが、どうですか。

八幡経営戦略部長

今、委員から御質問がありましたように、法人税課税については、まずは法人実効税率を欧米諸国並みと、ドイツが例に挙がっているかと思っておりますけれども、現在の35%から29%をにらみながら下げていくという方向が成長戦略の中でもはっきりと明記されているところだと思えます。

一方、それによって減る税収をどうやって補うかという議論は答えていないけれども、それを議論していくことだと思っております、我々としても、例えば外形標準課税というのは導入されていますけれども、これを広げていくということについては、必ずしも否定するつもりはございません。

ということで、今、いろいろな方向が議論されておりますけれども、例えば、外形標準課税を主に中小企業のほうに広げていくのが一つの方法、もう一つ、外形標準課税としての部分を広げていくことがあると思えます。例えば、後者でありますと、一つの税制の抜本改革の中で、我々としても有り得るのではないかと考えておりますが、一方で中小企業のほうに広げていくとなると、委員おっしゃいましたように、特に地方への影響が大きいです、日本全体を支える中小企業に対する実質的な増税になる可能性が極めて高いということで、慎重な対応をとるべきではないかと考えておりました、この点については、徳島県としても全国知事会あるいは委員御指摘の関西広域連合などの場も使いながら訴えていかなければならないと思っておりますし、現に政策提言という形で訴えているところでございます。

税制の抜本改革については、要は小手先で税率が下がった分の税収を何とか埋める帳尻合わせのような方法ではなく、しっかりと経済活動を活性化するように税制を改めていくのが基本だと思いますので、我々もそういう大きな視点に立ちながら、一方で県として、これは本県だけではありませんけれども、中小企業に負担を掛けるような税制改正ではなく、国のほうももう少し大きな視点で抜本改革をやっていくべきではないかという方向で

動いていこうと思っております。

松崎委員

今、アベノミクス効果はどうしても都市部や大企業に限られているという問題が指摘されていますけれども、地方に対するいろいろな税制や交付金の仕組み等々が縮小になりそうな心配をしております。

借金大国と言われるほど国の財政も大変厳しい状況でございますし、国からの甘い話に乗ってしまうと地方財政は汲々とするのではないかと思いますので、地方の財政の確立について、是非、全国知事会や関西広域連合などもしっかり連携して、なお一層の取組をお願い申し上げたいと思います。

あと一点、何年か前になるのですがけれども、徳島県税条例が改正されまして、認定NPO法人等へ寄附した場合、その分が税額控除されていく仕組みになったかと思うのですが、その辺の状況について教えていただきたいと思っております。

川真田税務課長

委員から御質問の条例改正でございますが、平成24年2月議会におきまして、寄附文化の醸成及び民間公益活動の促進を図るため、所得税の寄附金控除の対象となる寄附金から、国に対する寄附金と政党等に対する政治活動に対する寄附金を除いたものを指定しております。

この中には、独立行政法人、学校法人、公益法人等がございまして、先ほど委員の御指摘もございましたが、認定NPO法人等に対するものがございます。

これに関しては、地方税法上に規定されております住民の福祉の増進に寄与するという要件があることから、寄附を受ける法人、団体は、県内に事務所、事業所を有する者が対象になっております。

今、認定NPO法人としましては、鳴門「第九」を歌う会というものの有効期限が平成25年11月25日から平成30年11月24日であり、また、仮認定を受けているものも対象になりますが、徳島県民活動プラザが仮認定の有効期限が平成25年2月1日から平成28年1月31日までというところまでは把握しているのですがけれども、寄附金の額等については、今、把握しておりません。

松崎委員

今、「第九」を歌う会といった話がありましたけれども、この制度については、認定NPO法人等にこういった活動をしてほしいといった寄附を行い、それが税額控除の対象になると。

本来、税金で納めるものが、自分が希望するというのか、お金を使ってほしい認定NPO法人に寄附金が渡り、その活動を支えていくという、大変画期的なことだろうと思えます。認定という意味ではまだまだ少ないような気がしますので、今後、もう少し啓発も含

めて取り組んでいただければと要望し、終わります。

岸本委員

今年度最初の議会ということですので、確認だけしたいと思います。

まず、政策創造部の職務分掌を教えてくださいませんか。

平井行政改革室長

ただいま、政策創造部の分掌事務について御質問がございました。

徳島県部等設置条例というものがございまして、そこに規定されております内容でございますけれども5点ございまして、1点目は創造的な政策の策定及び提言、その他その実現に関する事、2点目は県の広域行政及び広域連携に関する事、3点目は市町村その他公共団体の行政一般に関する事、4点目は地域振興に関する事、最後でございますけれども、統計に関する事の5点でございます。

岸本委員

2, 3, 4, 5点目についてはわかりますが、1点目の創造的な政策について、もう少し詳しく教えてください。

平井行政改革室長

政策創造部における部の設置目的に関わる事だと思っておりますが、御承知のとおり、平成24年4月1日の組織機構改革におきまして、地方の時代をリードする知の拠点徳島の実現に向けてということで、申し上げました広域行政の戦略的展開でございますとか、効果的な政策提言などを担う新しい部といたしまして、政策創造部を設置いたしましたところでございます。

岸本委員

政策決定をしたり、各部への政策の指示もできるという理解でいいですか。

平井行政改革室長

現在、県行政全般を見渡してみますと、それぞれ縦割りで処理できる課題というのは非常に少なくなってきております。やはり全庁挙げての横割り連携というのが非常に重要になってきておまして、政策創造部におきましては、そういった横割り連携の要を担う部であると考えているところでございます。

岸本委員

これで終わりますが、今も答弁の中に行政の課題が縦割りだけでは解決できないことが多いとありましたが、年々複雑化しているように思います。古くは開発行政と環境行政に

において、どこかで決定することなくそれぞれが実施したら、開発する、環境が壊れるという相反する行政課題が発生します。

そのような中で、最近では危機管理行政のことが言われ、危機管理部に聞いても原課で聞くようにといった話も多々あります。

そして、今議会で話題になりました人口減少への対応ということで、今回の答弁を聞いておりましたけれども、各部局の中で解決できる話ではないことも対応されているということで、政策創造部の役割というのはどういったものか確認させていただきました。

政策創造部ができ上がったとき、部長も関与されていましたので、政策創造部はこうあるべきだ、県庁はこう進んでいくべきといった部長の思いについて、教えていただけますか。

八幡経営戦略部長

政策創造部がどうあるべきかという質問を頂きました。

初代の政策創造部長としていろいろ思うところはございますので、答えさせていただきたいと思います。

多分、組織論自体に正解があるわけではなく、その時々によって必要な組織を作り、どこかに重点を置いていくことが、常日頃、古今東西あると思います。

今、国のほうでも内閣官房と内閣府が肥大化され、これは割と県の政策創造部に近い機能だと思えますけれども、非常に効率的な組織として内閣官房、内閣府が出来上がり、そこにいろいろなプロジェクトや横断的な事項を背負わせていくと。今、国のほうでは、そこが肥大化しすぎて逆に減らしていかなければならないということが議論されているところだと承知しております。

なぜそうなってしまったかという、横断型のプロジェクトが多いからだと思いますが、他方で、やはり政策を実行するためには、法律あるいは制度を所管している各省庁が動かなければ、内閣官房や内閣府が動けるわけではないので、今、国のほうではそういった問題が課題として上がってきていると思います。

一方、県のほうでもまだまだ縦割りの部分が多々あると思うので、そこについては2年前の組織改革の中で経営戦略部と政策創造部に分けて、政策創造部を新たに作った趣旨だと思っております。

先ほど室長から答弁申し上げたように、所掌事務という形ではいろいろある中で、機能としては部局間をしっかりと連携する中での要という機能を政策創造部が担っているところだと思いますし、私も初代の部長のとき、その思いを強く込めて様々な庁内での組織運営を行ってきたところであります。

今年度、3年目に入ったところでございますけれども、今、正に新たな政策創造部がそういう方向でどんどん進化しているところだと思います。委員の御質問にあったように、個々の施策についてどちらが正しいかどうか私もわかりませんが、例えば、人口減少といっても、子どもの施策をどうするかという話になると、当然、原課で対応するのは

当然だと思いますし、それを政策創造部が担うようになると、冒頭に申し上げた内閣官房ですべてを行うのは難しいと思います。絶対にこうだというのはありませんけれども、まだまだ十分ではないという面があるとすれば、そういう面についてはこれから政策創造部が強化しながら、指示、指導という言葉が正しいとは思いませんけれども、各部をリードしていく、県庁全体を引っ張っていくという役割を、今後、政策創造部がますます担っていければと、初代の部長としても思っておりますし、今後もそういう形で進んでいければと考えております。委員のほうも御不満なところがあるかもしれませんが、叱咤激励しながら、県庁全体で良い政策創造ができるように御指導いただければと思います。

岸本委員

私も議員になりまして8年目になりますが、そういった質問をいろいろたどっていくと、最終的には財政課長が答えたといった気の毒なことがあって、今まで総務委員会で何度もそのような会話を交わしたのですが、室長もおっしゃったように、本当に行政課題は複雑に絡み合っていると。そうした中で、要のとりまとめといいますか、この要という言葉も集計するだけという場合もありますし、要として指示する、目標を与えるという場合もありますので、きちんとした部局として進化していただきたいと要望します。

また、そういう組織づくりを今年こそ経営戦略部のほうに申し入れて終わります。

笠井委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました経営戦略部・監察局関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、経営戦略部・監察局関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第5号、議案第6号

次に、請願の審査を行います。

お手元に御配付の請願一覧表を御覧ください。

はじめに、請願第59号「特定秘密保護法の速やかな撤廃について」を審査いたします。
本件について、理事者の説明を求めます。

八幡経営戦略部長

請願第59号「特定秘密保護法の速やかな撤廃について」に関しまして、現在の国等の動向を説明させていただきます。

特定秘密の保護に関する法律は、安全保障上の秘匿性の高い情報の漏えいを防止し、国と国民の安全を確保するための法律でございまして、平成25年12月6日に成立し、同月13日に公布されております。

笠井委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件は、いかがいたしましょうか。

（「採択」と言う者あり）

中山委員

先ほど部長から説明がありましたように、平成25年12月6日に成立し、同月13日に公布されたものであることから、特定秘密保護法の速やかな撤廃を求める意見書については、不採択でお願いします。

笠井委員長

それでは、意見が分かれましたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は不採択とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第60号の1「ひとりひとりを大切に作るゆきとどいた教育について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

八幡経営戦略部長

請願第60号の1「ひとりひとりを大切に作るゆきとどいた教育について」に関しまして、説明させていただきます。

私立高校の授業料減免制度につきましては、県独自の授業料軽減制度の適用により、年収がおおむね350万円未満の世帯にあつては、国の就学支援金交付金に上乗せする形で、授業料軽減補助金により授業料を実質無償としております。

年収がおおむね600万円程度未満の世帯にあつては、授業料の半額を助成しております。平成25年度からは、年一括支給から年4回の分割支給とし、一時的に生じていた世帯の負担の解消を図ったところであります。

笠井委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件は、いかがいたしましょうか。

（「採択」と言う者あり）

藤田元治委員

ただいま部長から説明を頂いたとおり、私立高校の授業料につきましては低所得者世帯では実質無料化がなされ、年収がおおむね600万円未満の世帯の授業料の半額の助成と、制度としてはかなり充実したものとなっており、厳しい県財政の状況の中で十分な支援がなされていると考えております。

このため、本請願については、不採択とすべきものと考えております。

笠井委員長

それでは、意見が分かれたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は不採択とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第61号「集団的自衛権行使を容認する解釈改憲について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

八幡経営戦略部長

請願第61号「集団的自衛権行使を容認する解釈改憲について」に関しまして、現在の国等の動向を説明させていただきます。

去る5月15日、内閣総理大臣のもとに設置された安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会から、集団的自衛権行使を容認すべきとの報告書が安倍内閣総理大臣に提出されております。

その後、現在に至るまで政府間及び与党間で集団的自衛権の政府の基本的な方針についての最終調整が行われていると承知しておりまして、その結果を踏まえて閣議決定が行われるものとお聞きしております。

笠井委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。
本件は、いかがいたしましょうか。

岸本委員

政府は、我が国を取り巻く安全保障環境が根本的に変容し、変化し続けている中においては、紛争を未然に回避し、脅威を防止し、日本の存立や国民の生命、財産を守るために対応が必要だとし、今日午後にも閣議決定される見通しであるため、不採択をお願いしたい。

蛇足ではございますが、今、様々な懸念が取り沙汰されております。私も平和主義者であり、絶対に戦争は起こしてはいけないといった考えでございます。

松崎委員

私は、請願趣旨に賛同しておりますので、採択をお願いします。

笠井委員長

それでは、意見が分かれましたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は不採択とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本件は不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

不採択とすべきもの(起立採決)

請願第59号、請願第60号の1、請願第61号

これをもって、経営戦略部・監察局関係の審査を終わります。

議事の都合により休憩いたします。(11時31分)